

亀岡市上水道事業会計と亀岡市一般会計間における
長期資金の貸借に関する協定書

亀岡市上水道事業会計と亀岡市一般会計間における
長期資金の貸借に関する協定

亀岡市上下水道事業管理者 亀岡市長 栗山正隆（以下「甲」という。）と亀岡市長 栗山正隆（以下「乙」という。）とは、亀岡市上水道事業会計と亀岡市一般会計間における長期資金の貸借に関して、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、上水道事業会計の資金を一般会計が国営農地再編整備事業亀岡地区負担金の支払資金に充てるため、長期貸付金（以下「貸付金」という。）として一般会計に貸し付け、これを一般会計が長期借入金として借り入れることについて必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（資金の用途）

第2条 乙は、甲の貸付金を前条に規定する支払資金として使用し、その他の用途に使用してはならない。

2 甲は、乙が甲の貸付金を目的外の用途に使用したときは、乙に対し、貸付金の全部又は一部を返還させることができる。

（貸付金額）

第3条 甲が乙に貸し付ける金額は、300,000,000円とする。

（貸付の条件）

第4条 貸付金の貸付期間は、貸付の日から10年以内とする。

2 貸付金の利率は、年率0.6%とする。ただし、特に必要と認められる場合においては、見直すことができるものとする。

3 貸付金の償還は、元利均等年賦償還とする。ただし、特に必要があると認められる場合においては、元利均等半年賦償還によることができるものとする。

（貸付金の償還）

第5条 乙は、前条第3項による元利均等年賦の貸付金を毎年3月25日に甲に償還しなければならない。

（緊急時等の措置）

第6条 甲が不測の事態等で緊急に資金を必要とする場合は、前条の規定にかかわらず、乙に全部または一部の返済を求め、乙は、その求めに応じなければならない。また、一般会計の財政調整基金の残額が、貸付残額を下回るおそれのある状態になった場合は、乙は、甲に速やかに報告し、甲と協議することとする。

(繰上償還)

第7条 乙は、甲の承認を得て貸付金の全部又は一部を繰上償還することができる。

2 乙は、前項の規定により繰上償還をしようとするときは、当該繰上償還をしようとする日の10日前までに、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

(利息の計算)

第8条 乙が甲に対して支払う貸付金の利息は、借入日の翌日から支払期日までの日数により計算するものとする。

(利息の支払)

第9条 乙は、貸付金の利息を支払期日に甲に支払わなければならない。ただし、第7条第1項の定めにより繰上償還をする場合の当該繰上償還に係る利息は、当該繰上償還をする日に支払わなければならない。

(貸付金の償還等の方法)

第10条 乙は、貸付金及び利息を甲の発行する納入通知書により、甲に償還しなければならない。

(延滞利息)

第11条 乙は、貸付金を支払期日（第7条第1項の定めにより繰上償還をする場合にあっては、当該繰上償還をする日。以下同じ。）までに償還をしなかったときは、当該支払期日の翌日から償還をする日までの日数に応じ、その未償還元金について、年14.5%の割合を乗じて計算した金額を延滞利息として甲に支払わなければならない。

2 前項の定めは、乙が利息を当該利息の支払期日までに支払わなかった場合に準用する。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年3月22日

甲 亀岡市上下水道事業管理者
亀岡市水道事業会計

亀岡市長 栗山正隆

乙 亀岡市一般会計

亀岡市長 栗山正隆